

教職員の新型コロナウイルス感染症予防策について

基本的な予防対策として、手洗い、咳エチケット、人混みを避けるなどの注意をお願いいたします。

なお、2月3日時点で、日本政府は、入国申請日前の14日間以内に中国湖北省における滞在歴がある外国人、及び湖北省において発行された中国旅券を所持する外国人については、特段の事情がない限り入国を拒否する対応策をとっております。また、外務省は、中国湖北省全域に渡航中止、湖北省以外の中国に不要不急の渡航を止めるよう勧告していることから、中国への渡航を予定している場合については延期・中止するようお願いいたします。

やむを得ず、中国に渡航し帰国した場合（帰国後2週間以内の方も含む）は、症状の有無にかかわらず、以下のとおり手続きを行ってください。

- 1) 保健管理センターに電話で連絡をしてください。

電話：0134-27-5266

- 2) 37.5℃以上の発熱、呼吸器症状（咳、呼吸困難など）がある場合は、最寄りの保健所に電話で連絡をして受診先の医療機関、受診時の注意事項など保健所の指示に従ってください。

小樽市保健所 平日（日中）：0134-22-3110

夜間・休日：0134-22-3117

- 3) 症状がない場合も2週間は自宅で健康観察を実施し、外出はできるだけ避けてください。

- 4) 以下の関連ホームページ等から最新の情報を入手して予防対策を実施してください。

- 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について（内閣官房ホームページ）

https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

- 中華人民共和国湖北初武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- 海外感染症発生情報（厚生労働省検疫所 FORTH ホームページ）

<https://www.forth.go.jp/topics/fragment1.html>